

令和5年第2回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和5年2月17日 午前10時00分

閉会 令和5年2月17日 午前11時30分

2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明

石川万里子

野村 寿子

加藤 誠

加藤 延保

堀井 敏秀

堀田 勝司

平野 普也

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明

原田 勝行

渡邊 昭男

石川 英治

近藤 賢三

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第5号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙6件
議案第6号	農地法第4条の規定による農地転用許可申請の件	別紙1件
議案第7号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙2件
議案第8号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙28件
議案第9号	農地法第3条の下限面積要件について	別紙1件
報告第5号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙4件
報告第6号	農地法第18条の規定による農地解約通知の件	別紙1件
報告第7号	生産緑地法第17条の2の規定に基づく斡旋の件	別紙2件

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和5年第2回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は1番委員と2番委員にお願いします。なお、議案第9号につきましては議事の進行上、報告案件まで終了後に上程させていただきます。それでは、議案に入ります。関連がありますので議案第5号1番案件、2番案件を一括して上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号1番案件、2番案件について一括にて説明します。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件です。

1番案件の譲受理由は中心となって営農を行うため、2番案件の譲受理由は後継者として営農を継承するため、譲渡理由は体調不良で一人では営農が行えないためです。

1番案件の申請地は阿野町長根71番1、登記地目、現況地目はすべて田、面積は731㎡です。

2番案件の申請地は阿野町上石田90番、登記地目は田、現況地目は畑、面積は806㎡です。

申請地の現況については、1月23日に現地確認を行ったところ、阿野町長根71番1は田として稲刈りされた後の状態でした。阿野町上石田90番は果樹が植えられている状態でした。

譲受人の他の所有農地につきまして阿野町稲葉57番1は果樹が植えられている状態でした。阿野町出口13番1は野菜が作付けされている状態でした。阿野町荊外山196番、阿野町小島37番2、37番3は田として保全管理状態でした。

以上のとおり営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

- 4番委員 2月12日に1番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく地区担当委員の1番委員の意見を求めます。
- 1番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。
- 最5番委員 4番委員、1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第5号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第5号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第5号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第5号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第5号3番案件を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第5号3番案件について説明します。
譲受理由は作物の増産を図り営農規模を拡大するため、譲渡理由は高齢による耕作困難及び労力不足のためです。
申請地は間米町爛坂1528番、登記地目、現況地目はすべて田、面積は合計1,683㎡です。
申請地の現況については、1月30日に現地確認を行ったところ、草生え状態でした。
譲受人の他の所有農地につきまして沓掛町明和11番、間米町純堀1828番は田として管理されており、阿野町大代54番は畑として作物が植えられている状態でした。
以上のとおり営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申

請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の8番委員の意見を求めます。

8番委員 2月9日に農地利用最適化推進委員と事務局職員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。

最6番委員 8番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第5号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第5号3番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第5号4番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号4番案件について説明します。
単独名義から、共有名義への所有権移転となります。
譲受理由、譲渡理由は農業経営承継のためです。
申請地は栄町舟田212番、登記地目、現況地目は田、面積は1,987㎡です。

申請地の現況については、1月30日に現地確認を行ったところ、田として管理されておりました。

譲受人の他の所有農地につきまして栄町裏畑63番、64番、65番1、66番2は野菜が植えられており、栄町元屋敷113番、栄町神田121番、123番1、123番2、123番3、栄町小松林17番、18番、42番1、42番2、栄町舟田9番、211番、212番、222番は稲刈りされた後の状態、阿野町小島78番は田として保全管理状態、阿野町長根72番6は柿が植えられておりました。

以上のとおり営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の9番委員の意見を求めま

す。

9番委員 2月11日に3番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 9番委員、3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第5号4番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第5号4番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第5号5番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号5番案件について説明します。

譲受理由は耕作地の隣地であり後継者もいるため、譲渡理由は自営業により耕作できず離農するためです。

申請地は栄町寺前14番1、登記地目、現況地目は田、面積は695㎡です。

所有農地の南側になります。申請地の現況については、1月27日に現地確認を行ったところ、保全管理状態でした。

譲受人の他の所有農地につきまして栄町小松林93番、94番、95番、栄町寺前12番、13番、栄町梶田22番1は稲刈り後の状態、栄町上ノ山3番8、栄町道山42番1、42番2は野菜が作付けされている状態でした。

以上のとおり営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 2月11日に9番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 譲受人の年齢を考えると驚かれるかもしれませんが、親子で経営しておりますので、3番委員、9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

事務局 その点に関しましては代理人を通じて申請者に確認をしており、世帯で農業経営をされており、後継者もおりますので問題ないと回答を得ております。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第5号5番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第5号5番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第5号6番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号6番案件について説明します。

譲受理由は現在営農をしている営農地との間の無地番地の赤道で農作業に都合がよいため、譲渡理由は無地番地の赤道で、過去数年にわたり現在も譲受人が使用しており、権利移転について他に影響がでないためです。なお、無地番地の赤道であったため、令和5年1月20日付け畑として表示登記されたことにより、今回3条申請にて所有権移転するものです。

申請地は栄町下原135番、登記地目、現況地目は畑、面積は33㎡です。

申請地の現況については、2月3日に現地確認を行ったところ、畑として保全管理状態でした。

譲受人の他の所有農地につきまして阿野町昭和12番、下原15番3、16番4、16番5、29番1、33番3、34番3、35番5、38番1、39番3、39番4、40番1、40番2、40番4、41番1、41番4、42番1、43番1、87番1は畑として管理されており、北上ノ山68番1は生産緑地として管理されておりました。

以上のとおり営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の8番委員の意見を求めます。

8番委員 2月9日に農地利用最適化推進委員と事務局職員で申請地の現地確認を行いました。赤道を使用してしまったということはありませんけれども、土木課との話であって、今回他に影響がないということで赤道を正式に畑として払い下げることにより、効率的に営農できることになるので、事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。

最6番委員 8番委員の言うとおり、効率的に農作業できることとなるので許可相当と判断します。

4番委員 これは元々市の土地でしょうか。

事務局 市道は元々誰の所有ということではありませんが、最終的に払い下げる時には市の土地になります。

これから畑として利用されるとのことですので、農地法第3条申請が必要となり、今回の申請がされました。

議 長 他の委員の意見を求めます。

3番委員 余談ですが、申請地の西側にも同様の赤道のような道がありますがこれも赤道ですか。

事務局 ここも元々は赤道でしたが、すでに払い下げが終わっています。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第5号6番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第5号6番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第6号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号について説明します。農地法第4条の規定による農地転用許可申請の件です。

転用目的は通路です。

申請者は、申請地の分筆元である栄町大根1番137を所有しておりますが、個人の所有地を挟んで自身の所有地となるため接道がない状態です。また、南側隣地所有者も、自分の土地に行くためには上記土地を通らなければ利用することが難しい状態にあります。南側隣地所有者は申請者の土地と道路の途中にある土地の所有者であるため、道路までの通路の部分を作って繋げることとなりました。

申請地は栄町大根1番1682、登記地目は畑、現況地目は雑種地、面積は112㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、星城高校から北西に約850mに位置します。

申請地は市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地に該当します。他に代替可能な用地の確保が困難であることから許可できます。

申請地の現況については、2月9日に現地確認を行ったところ、保全管理状態で、測量時の杭が打ってありました。なお、このことに対する始末書はいただいております。

土地造成は簡易な造成のみです。排水については、雨水のみであるため自然浸透で処理します。

以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 議案第6号ですが、議案第7号1番案件、2番案件と関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

議 長 わかりました。では議案第7号1番案件、2番案件を一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号1番案件、2番案件について一括にて説明します。農地法第5条

の規定による農地転用許可申請の件です。

1番案件の転用目的は通路です。

申請者は、申請地南側に居住しております。所有地は地続きの隣接した土地となっておりますが、現況は建築物や山林がある関係で歩いていくことは可能ですが、車で進入するには自宅横の通路を通るしかありません。しかしその通路は途中から他人名義の土地となっております。現在、通路所有者に承諾を得て利用しておりますが、今のままでは接道がありません。通路所有者も自分の土地へ行くのに同様の状態であることから、道路までの通路の部分を作って繋げることとなりました。

申請地は栄町大根1番1683、登記地目は畑、現況地目は雑種地、面積は167㎡です。

2番案件の転用目的は宅地です。

今回の通路部分の土地について、分筆測量したところ、土地の一部が申請者の家の構造物に入り込んでいることが判明しました。通路部分を申請者が譲り受けることで孤立した土地となり活用することができなくなります。そのため通路部分とともに宅地として譲り受けるものです。

申請地は栄町大根1番1684、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は25㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、星城高校から北西に約850mに位置します。

申請地は市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地に該当します。他に代替可能な用地の確保が困難であることから許可できます。

申請地の現況については、2月9日に現地確認を行ったところ、保全管理状態で、測量時の杭が打ってありました。なお、このことに対する始末書はいただいております。

土地造成は簡易な造成のみです。排水については、雨水のみであるため自然浸透で処理します。

以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 2月11日に9番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。申請地の現況は不耕作となっております。

農地法第4条申請の通路幅が2m、農地法第5条申請の通路幅が3mで合

計5mの通路となります。図面上では申請地南側に赤道のような道があるように見えますが、実際この道はありません。申請地西側の豊明市道と繋がる予定で、現在もう一人の土地所有者と協議中であると申請者本人から聞き取りを行いました。

議 長 この件は事務局より説明してください。

事務局 わかりました。詳細につきまして申請書添付の図面をお配りして追加説明をさせていただきます。(図面配布)

農地法第4条の申請者は申請地の分筆元である栄町大根1番137の農地を所有しています。また、農地法第5条の申請者は申請地南側である栄町大根1番155を所有しております。さらにその隣接地である栄町大根1番1127については法人名義ですが、代表取締役が農地法第5条の申請者になります。

今回の案件は、農地法第4条の申請者と農地法第5条の申請者の2名での申請のように見えますが、豊明市道の東側にもう1名別の方が所有している農地があり、こちらについては現協議中で、話がまとまり次第、同様に通路として転用申請がされると想定しております。以上で追加説明を終わります。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 代が変わっても通路を2名共用で利用することに関する契約書を交わしていることも確認しましたので、通路に関しては、許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 3番委員の説明のとおり、通路を2名共用で利用することに関する契約書があるとのことですので、その点は問題ないと思います。始末書の添付もあるので許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 3番委員、9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 それでは採決します。議案第6号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第6号は可決いたします。引き続きまして、議案第7号1番案件に賛成

の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第7号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第7号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第7号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第8号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画省認の件です。

1番案件から15番案件が新規契約分、16番案件から20番案件が更新契約分、21番案件から28番案件が借賃(かりちん)の変更となっています。先月総会では契約の種類ごとに議案を分けて上程しましたが、件数が少ないため1つの議案にて上程します。

1番案件から4番案件は個人の新規契約です。1番案件は賃貸借権設定、2番案件から4番案件は使用貸借権設定です。5番案件から15番案件はすべて法人の新規契約です。5番案件から14番案件の1筆目までは賃貸借権設定、14番案件の2筆目から15番案件は使用貸借権設定です。

16番案件、17番案件は個人の更新契約で、ともに賃貸借権設定、契約期間は16番案件が令和5年3月1日から令和6年の2月29日までの1作付け、17番案件が令和5年3月1日から令和7年の12月31日までの3作付けです。18番案件から20番案件は法人の更新契約です。すべて賃貸借権設定で、契約期間は令和5年3月1日から令和7年の12月31日までの3作付けです。

21番案件から28番案件は借賃の変更についてです。21番案件から24番案件は個人の更新契約、25番案件から28番案件は法人の更新契約です。

以上こちらのご審議をお願いします。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

意見なし

議 長 それでは採決します。議案第8号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第8号は可決いたします。引き続きまして、報告第5号、第6号、第7号について報告願います。

事務局 報告第5号、第6号、第7号について説明

議 長 以上のとおり、報告第5号、第6号、第7号は専決事項として事務局で受理しています。引き続きまして、議案第9号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号農地法第3条の下限面積要件について説明します。

現在、農地法第3条許可申請をするにあたり、譲受人の要件として、農地取得後3,000㎡以上なくてはなりません。今回、国の法改正に伴い令和5年4月1日受付分から、この3,000㎡の要件いわゆる下限面積の要件がなくなります。極論すると新規就農者でも農地が取得できる様になります。

今回の議案は、新規就農者として認定するための書類を審議いただきたくお諮りするものです。今回は説明をさせていただき、来月採決をお願いしたいと思えます。では、本日お配りした資料に基づいて説明いたします。

法改正前と改正後の農地法3条の許可判断基準になります。4つの許可基準のうち赤枠で囲んである「一定の面積を経営すること(第7号)」「(豊明市は3,000㎡)が今回廃止されます。残りの3つの要件は維持されます。すなわち農地の全てを効率的に利用すること(第1号)、必要な農作業に常時従事すること(第4号)、周辺の農地利用に支障がないこと(第6号)です。

お手元の表は、現在の農地法第3条許可申請書の添付書類一覧です。こちらについては、一覧表枠下に、これから農業を始める方への注意点等を追加しました。

今回の下限面積廃止に伴い、農業を始めたい人、規模を拡大したい人にとっては良いのですが、問題となるのが、現在農地を持っていなくても3つの要件を満たせば農地を取得できるため、都市近郊の本市の場合、数年後に転用するなど悪用される懸念があります。

そこで豊明市では、これから農業を始める方、農業を始めて1年以内の方の場合については、農地法第3条許可申請の前に、事前に別添書類を提出してもらい審査することとします。この内容については、先月の農地利用最適化推進委員打合会にて委員の皆様からの意見を基に資料を作成したものです。

農業高校、農業大学校等の農業課程のある学校の卒業者又は卒業見込みのある者については、卒業証書又は在学証明書、農業大学校の研修等の受講修了者(ただしオンライン研修は除く)については、修了証書、農家証明の発行要件を備えた者の下で、1年以上農業に従事した者又は農業生産法人等において1年以上農業に従事した者については具体的に聞取りを行います。

その他共通の書類として、別添資料の新規就農申出書及び誓約書を提出し

てもらいます。

新規就農者の審査は、農業委員会事務局が面談を行います。場合によっては、県の普及課及びJAとも一緒に面談します。そのうえで、総会議案として「新規就農者の認定」をお諮りし、可否を問いたいと思っております。

今回の議案第9号につきましては、別添資料の様式でいいかどうか一度お持ち帰り頂き検討いただきまして、意見がございましたら令和5年3月10日までに農業委員会事務局までお願いします。

意見を集約しまして、次回3月の農業委員会にて採決をお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

7番委員 農地法第3条の下限面積要件撤廃はどこからの指示によるものなのですか。

事務局 現状のままでは荒廃農地が増加していくため、農地としての利用を促すために農業経営基盤強化促進法が改正されることになりました。その関連として農地法の取り扱いが変更したことによります。

7番委員 農業委員会で独自に下限面積要件を設定してはならないのですね。

事務局 その通りです。

議 長 他の委員の意見を求めます。

意見なし

議 長 事務局より説明がありましたが、議案第9号については次回3月総会にて議決を諮りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

その他今後の予定について協議

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に午前11時30分）。